

ホイールローダ除雪車
(1.6m級, 28kW以上)

仕様書

令和8年度

安芸太田町

ホイールローダ除雪車（1.6m級，28kW以上）仕様書

概要

この仕様書は、ホイールローダ除雪車（1.6m級，28kW以上）に適用するもので，納入機は下記に定める性能，諸元，各部構造その他を満足するほか，道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性，信頼性と，良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの，または平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合するものでなければならない。

ただし，平成26年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当課（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 性能

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) バケット容量 | 0.5 m ³ 級 |
| (2) バケット除雪幅 | 1.6 m 級 |
| (3) 走行速度 | 15 km/h 程度 |

2 主要諸元

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 全長 | 5,000 mm 以下 |
| (2) 全幅（除雪幅バケット全幅） | 1,700 mm 以下 |
| (3) 全高（キャブ上端まで） | 2,600 mm 以下 |
| (4) 運転質量 | 3,600 kg 以下 |
| (5) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 3.2 m 以下 |
| (6) 乗車定員 | 1 人 |

3 車体

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 機関 | |
| 形式 | 水冷，ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 28 kW 以上 |
| (2) 駆動方式 | |
| 形式 | H S T（Hydro Static Transmission） |
| (3) タイヤ | |
| 形式 | 通常タイヤ |
| (4) かじ取装置 | |
| 形式 | 全油圧パワーステアリング車台屈折式 |

| | | |
|---------|--|----------------------------------|
| (5) 運転室 | | |
| 構造 | | ROPSキャブ |
| 窓 | | (前)ワイパーブレード付 (後)ワイパーブレード付熱線入り |
| ハンドル位置 | | 車体中央 |

4 除雪装置

| | |
|----------|----------------|
| (1) 形式 | バケット |
| (2) 構成 | ボルトオンカッティングエッジ |
| (3) 操作方式 | モノレバーによる操作 |

5 計器類（参考）

- (1) 作動油温度メータ
- (2) 燃料残量メータ
- (3) バッテリ電圧メータ
- (4) 冷却水温度メータ
- (5) サービスアワーメータ
- (6) その他除雪作業及び車両を維持するために必要な標準的なもの

6 照明装置類

| | |
|-----------|------|
| (1) 前照灯 | 2灯以上 |
| (2) 黄色点滅等 | 1式 |
| (3) 作業灯 | |
| 前面 | 2灯以上 |
| 後面 | 2灯以上 |
| (4) 反射器 | 1式 |

7 付属装置及び付属品

床マット、各種ミラー、電源ソケット、エアコン、走行ダンパ、ウインドウォッシャー（前面）、タイヤチェーン、取扱説明書、標準付属工具、部品表等公道での除雪作業及び車両を維持するために必要な標準的なもの並びに除雪作業員の安全確保、負担軽減等に寄与する一般的なものを付属すること。

なお、納入時において、甲が上記を満たしていないと認めた場合は、乙は、乙の責において対処するものとする。

8 台数 1台

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

イ 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

12 納入場所

名称 安芸太田町役場

住所 広島県安芸太田町大字戸河内 784 番地 1